

# #真岡ごはん

身近なごはん屋さんを訪れてみませんか

市内には、さまざまな飲食店があります。普段何気なく目にするあのお店、あなたの知らない美味しいごはんが見つかるかも。そんな身近な真岡の味を紹介します。



久下田西  
かずとも  
一十百

飲み物・食べ物の持ち込みができるアットホームなお店です。ぜひ、少人数でお越しください。

手打ちの蕎麦は、お客さまから大好評！  
〈持ち込み料〉  
ソフトドリンク：無料  
アルコール：400円/人



【所在地】久下田西 6-19  
【営業時間】  
11:00 ~ 15:00  
17:00 ~ 21:00  
【定休日】木曜日  
☎ 74-1551  
\*テイクアウト可

①1,000円分食事券〔当選人数：10人〕



東郷  
ぶんちんろう  
文珍楼

“来てもらったからには、お腹いっぱい食べて満足してもらいたい”  
スープ作りにこだわり、可能な限り地元の食材を使ったメニューを豊富に取りそろえ、本格中華仕込みの確かな味を、リーズナブルに提供しています。



【所在地】東郷 612-1  
【営業時間】  
11:30 ~ 14:00  
17:30 ~ 20:00(土曜のみ)  
【定休日】火曜・第2土曜日  
都合により休みになる場合があります  
☎ 77-0889

②お土産あげもち3袋セット〔当選人数：10人〕

## プレゼント応募方法

応募締切 令和3年7月31日(土) ※消印有効

抽選で、食事券またはお土産券をプレゼントします。専用応募フォーム、または官製はがきに必要事項を記入し、下記へ応募ください。

【必要事項】  
▪ 応募者情報〈住所、氏名、年齢、連絡先〉  
▪ 希望賞品の番号、店名  
▪ 広報紙に関するご意見など

<応募先>

〒321-4395 真岡市荒町5191番地  
情報政策課広報広聴係  
「広報もおか7月号プレゼント」担当

専用応募フォーム



### -注意事項-

- \* 市内外問わず、1人1通応募できます。
- \* 同じ名前での応募が2通以上あった場合は、1通のみ有効とします。
- \* 応募数が定数を超えた場合は抽選となります。
- \* 当選者の発表は、当選券の発送をもって替えさせていただきます。
- \* 当選券が「あて先不明」等で当選券が戻ってきた場合は、再度抽選を行います。
- \* 抽選の結果について、電話・メール等では回答できませんので、あらかじめご了承ください。

☎ 情報政策課広報広聴係 Tel 83-8100

## Instagramで#真岡ごはん

@mokacity\_official

市公式Instagramでは、市内飲食店の写真を募集しています。真岡のごはん屋さんを訪れ、素敵な写真を撮影したら、ハッシュタグ「#mokafan」「#真岡ごはん」「#店舗名」をつけてInstagramに投稿してください。FacebookやTwitterでもぜひ投稿ください。

みんなで真岡の“食”を盛り上げましょう！



詳しくは市HPにて



☎ 情報政策課シティブロモーション係 Tel 81-6947

※投稿する際は、マナーとしてお店の人に一声かけましょう



## 真岡のあの日あの日

### 第8回 物部小学校



▲現校舍建替えまで残された大正時代の旧校舍



▲昭和初期ごろにできた校舍



▲現在の校舍(昭和57年当時)

物部小学校の前身である「知新学舎」は、明治7年に創立されました。年数を重ねるにつれ、大正初期ごろに建てられた木造平屋建ての校舎と、それに隣接する昭和初期ごろに建てられた校舎の老朽化が進んだため、昭和56年に現在の校舎の建設工事が始まり、旧校舎は、すき間が多かったため、児童たちは壁にガムテープを貼って勉強していたといわれています。昭和57年に、待望の鉄筋3階建ての現在の校舎が完成し、児童たちは快適に勉学に励めるようになりました。その後、新しい体育館やプールも完成し、より快適な学び舎となりました。

現在も物部地区の子どもたちの成長の場として、また物部地区のコミュニティの中心として、地域を見守っています。

物部地区を見守り続け

「下取りする」と言われ…

【事例】  
「前に購入された布団を見せてください」と業者が訪問してきた。布団を見せると「このまま使うとカビが出て体に悪い。布団を下取りする」と言われ、新しい布団を持って来た。勧められるまま契約書にサインをすると、知らない業者との契約だと分かった。高額なので解約したい。

不安をあまり契約迫る

「布団の点検」「アフターサービス」などの口実で自宅を訪問し、使用中の布団が「健康に悪い」などと不安にさせ、新しい布団の購入を迫るといった手口が増えていきます。

クーリングオフ可能か確認を

この場合、契約書面を確認すると、売買契約と同時に「メンテナンス会員契約」が結ば

れていました。契約書面を受け取ってから8日以内であったため、売買と会員契約のクーリング・オフの申し出をハガキで行うことができ、その結果、布団は業者が引き取り、下取りの布団と支払った現金が戻ってきました。

契約すると名簿が流出

一度契約すると購入者の名簿が回り、次々と業者が訪問してくる場合があります。

《被害に遭わないために》

- ①安易に玄関を開けたり業者を家に入れたりしない。
- ②きっぱり断る。
- ③その場で契約せず、家族などに相談する。
- ④クーリング・オフ制度を活用する。

ご相談は、消費生活センター(真岡市役所2階くらし安全課内) 毎週月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 ハナテナヤミナシ Tel 84-7830 相談料無料

消費生活センターメモ シリーズ457

布団類の悪質な訪問販売に注意

